

相島観光交流拠点施設の管理に関する基本協定書
(案)

相島観光交流拠点施設の管理に関する基本協定書

新宮町（以下「甲」という。）と____（以下「乙」という。）とは、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年新宮町条例第１１号。以下「条例」という。）第８条及び新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年新宮町規則第１０号。以下「規則」という。）第６条の規定に基づき、次のとおり相島観光交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章 総 則

（本協定の目的）

第１条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、拠点施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条 甲及び乙は、拠点施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第３条 乙は、拠点施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第４条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第５条 本協定で用いる用語の定義は、別紙１のとおりとする。

（管理物件）

第６条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。

- | | | |
|---------|-----|----------------|
| （１）管理施設 | 名称 | 相島観光交流拠点施設 |
| | 所在地 | 新宮町大字相島１３８２番地２ |

- （２）管理物品 別紙２備品一覧のとおり

２ 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第７条 条例第２条第１項第６号及び規則第２条に規定する指定期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第2条第1項第4号に規定する事業計画に係る本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 相島観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例（平成29年新宮町条例第6号。）
第3条に規定する業務
- (2) 地域住民と観光客等とのより良い関係づくりの提案・協力に関する業務
- (3) 相島の水産品等を使用した食事の提供に関する業務
- (4) 管理施設の利用の許可に関する業務
- (5) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 不払い利用料の徴収業務
- (2) 拠点施設の目的外使用許可
- (3) 管理施設の修繕業務（詳細については第15条第1項を参照のこと）

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、仕様書、条例及び関係法令等のほか、事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、仕様書及び事業計画書の上に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、仕様書、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

- 第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

- 第15条 管理施設の改修、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 管理施設の修繕については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を除く。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を除く。)未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

- 第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

- 第17条 乙は業務に関する書類、利用者の管理に関する書類、その他必要な書類を整備し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 甲は、業務の実施状況について必要があると認めた場合は、乙に対し前項の書類の提出又は報告若しくは現地での検査を行うことができる。
- 3 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。
- 4 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新宮町個人情報保護条例(平成16年新宮町条例第13号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

- 第18条 甲は、乙の提出した業務にかかる書類を町政情報として取り扱い、新宮町情報公開条例（平成11年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）に基づき情報公開を行うものとする。
- 2 甲は、指定管理者の業務にかかる書類であって、提出されていないものについて情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、乙に当該文書の提出を求め、乙はこれに応じるものとする。
- 3 開示請求された町政情報に乙の法人情報が含まれる場合で、かつ情報公開条例第9条及び11条の規定に基づき甲が開示又は部分開示をしようとする場合は、あらかじめ甲乙協議を行い、乙の承諾を求めるものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

- 第19条 甲は、別紙2に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第20条 乙は、別紙2に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。
- 2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(各年度の事業計画)

- 第21条 甲と乙は、当該事業年度開始前までに当該事業年度の事業計画書の内容について協議を行い、必要があれば変更を行うものとする。ただし、指定管理者の指定にあたり、乙より提出された事業計画書の内容から著しくかけ離れた変更はできないものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第22条 乙は、毎年度終了後30日以内に、次の各号に示す事項を記載した指定施設の管理に関する事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び指定施設の利用状況
 - (2) 利用料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第36条又は第38条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度における指定が取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

- 第23条 甲は、公の施設の管理の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査することができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告することができる。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

- 第24条 甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料は、____円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。
- 2 甲が乙に対して支払う年度ごとの指定管理料の詳細については、別途締結する年度協定により定めるものとする。
- 3 年度協定で定めた指定管理料は、当該年度における管理運営に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。ただし、当初に合意された指定管理料が、乙の責めに帰することができない事由により不適当となったと認められるときは、甲又は乙は指定管理料の変更を求めることができる。

(利用料金収入の取扱い)

- 第25条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定)

- 第26条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

- 第27条 乙は、故意若しくは過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたと

きは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 損害賠償責任保険

(3) その他施設の管理運営上必要な保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を

行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 備品（Ⅲ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第36条 甲は、条例第12条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき
 - (5) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
 - (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
 - 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第37条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (4) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条、第34条及び第35条の規定は、第36条、第37条並びに第38条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第41条 乙は、拠点施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第42条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第44条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことを持って、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第45条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号

名 称 新宮町

代表者 町長 桐 島 光 昭 印

乙（指定管理者）

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

別紙 1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、指定管理者の指定にあたり甲が作成した本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、第 8 条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「事業計画書」とは、拠点施設の指定管理者の指定にあたり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (8) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物品

(1) 備品等 (I種)

保管場所	品名	数量	備考
販売所	冷凍ショーケース	1	
	木製ベンチ	4	
	木製丸ベンチ	1	
事務室	接客用テーブル	1	
	冷凍冷蔵庫	1	
	事務机	1	
	事務イス	1	
	ロッカー	1	
	キャビネット	1	
	放送設備	1	
	流し台	1	
	調理台	2	
	流し台	2	
食堂	冷凍冷蔵庫	1	
	冷蔵庫	1	
	ガス給湯器	1	
	食器棚	1	
	エアコン (天井埋込型)	2	
	木製角テーブル	6	
	木製イス	1 6	
	木製イス (2人掛)	2	
	木製折りたたみイス	2	
	レジ台	1	
カフェ	避難はしご	1	
	製氷機	1	
	I Hクッキングヒーター	1	
	冷蔵ショーケース	1	
	角テーブル (4人掛け)	3	
	角テーブル (2人掛け)	5	
	椅子	1 8	
	2人掛け椅子	2	